

# 光といのち

第115号  
—報恩講—  
2018年11月10日発行

発行所  
真宗大谷派勝善寺  
〒299-2214  
千葉県南房総市二部1344  
電話 0470-57-2657  
FAX 0470-57-2290  
Eメールino-teyy@khaki.plala.or.jp

住職 井上孝昌

親鸞聖人御作

弥陀大悲の誓願を

深く信ぜんひとはみな

ねてもさめてもたてなく

南無阿弥陀仏をとなくべし

## 報恩講

速夜法要

十一月十六日(金)  
十五時〜十六時

晨朝法要

十一月十七日(土)  
六時半〜七時

日中法要

十一月十七日(土)

受付 九時三十分〜

十時二十分〜十二時三十分

感話 鈴木正一郎氏

法要 正信偈念仏和讃

法話 了善寺住職百々海真師

講題

「外俗内僧―聖徳太子―」

※法要法話後にお齋(食事)

### 念仏は、阿弥陀仏の行

日中法要でお勤めする六首和讃の最初が、題字下の和讃です。衆生を漏れなく撰取する阿弥陀仏の大悲をいただいている人は皆、いつでもどこでも南無阿弥陀仏を称えよと。  
「寝る時と目が覚めた時に、私は念仏を称えています。それで、一日中が南無阿弥陀仏になります」。

そんなことを近田昭夫先生が、お話しされていたことがあったなど、フツと思いい出されました。蓮如上人も「かくのごとく決定してのうえには、ねてもさめてもいのちのあらんかぎり、称名念仏すべきものなり」と『御文』で仰せです。

これはずいぶん前のことですが、和田稠(しげし)先生が、『ねてもさめてもいのちのあらんかぎり』と蓮如上人が仰せだが、あんた方、ちつとも念仏してな

いじやないか」とお話されたことがありました。「なるほど、そうだ！」と膝をうったことがありました。

「念仏を、どのような心持ちで申せばよろしいのか」と座談会などで時々話題になります。「感謝の念仏をしています」とか、「無心で念仏しています」とか、「心をこめて」とか色々あります。

みなさんは、どうですか？  
本堂の後ろで仕事をしていると、お参りしている方の声が聞こえてくる場合があります。

お孫さんにお賽銭を渡して「ちやんと南無阿弥陀仏とお願ひするんですよ」と。  
これらはこれらで、みな大切なことです。

だいぶ前に池田勇諦先生がされた話しが印象に残っています。それは、愛知県常滑市の山下成一という熱心な聞法者の話です。何人かの人々が輪を作って語り合っている時に、ある人が山下さんに「あなたは仏法を聞いておられる方だけれど、お念仏を申されませんか。あなたの声をお念仏の声を聞いたことがないですね」と遠慮会釈なく訊ねたそうです。すると山下さんは即座に「身体が念仏しとる」と返されたそうです。

## 10月20日(日)世話人総会



『安心決定鈔』に「念仏といは、(略)われらが称礼念すれども、自の行にあらず。ただこれ阿弥陀仏の行を行ずるなり」とあります。  
こう感覚されていた方だったから、「身体が念仏しとる」と口について出たのでしょうか。  
同書には「わがいのちすなわち無量寿(阿弥陀)なり」とあります。東京教区の教化テーマ「今、いのちがあなたを生きている」ということです。  
南無阿弥陀仏と口にしようがしまいが、もともと阿弥陀と私は一体です。  
だから親鸞聖人は、「ねてもさめてもへだてなく、南無阿弥陀仏をとなくべし」と。

『御伝鈔』は、親鸞聖人の生涯を讃える絵詞『親鸞伝絵』の詞書の部分を巻物にした上巻八段下巻七段からなる物語です。作者は聖人の曾孫、覚上人です。

この段は、承元の法難という事件が取り上げられています。それは承元年（一一〇七）二月、親鸞聖人三十五歳の時のことです。

法然上人が弘めた浄土宗は、比叡山や興福寺など伝統的な仏教からは受け入れがたい教えでありました。それを見過ごせば自分たちの立場が危うくなります。そこで法然上人の弟子が事件を起したことをきっかけにして、朝廷に働きかけ法然上人の吉水教団を弾圧したのでした。これにより法然上人と弟子八人が流罪、四人が死罪に決まりました。

聖人は、僧籍を剥奪され越後へ流罪となりましたが、以後「愚禿親鸞」と名告られました。

この段に対応する『御絵伝』第十から第十三回は、寺報四頁に掲載しました。

### 『御伝鈔』下巻第一段意訳

法然さまが、いつでも、どこでも、だれでも歩める、浄土の門を開かれたことよって、聖者のための難しい、狭き門となつてしまった聖道の仏教は、根本から反省しなければならぬ時点に立たされていたの

です。

ところが、奈良や比叡山の聖道仏教の学者たちは、「浄土の教えなど正統の仏教ではない。そんな教えを説いて人心を惑わす法然を、ただちに処罰すべきである」と、怒り狂うのでした。

親鸞さまの『教行信証』化身土巻には、次のように記されています。「静かに考えてみると、伝統的な仏教である聖道の諸教は、いつのまにか、その生き生きとした生命を見失い、難しい理屈の学問に変身し、もはや、苦しみ悩む人々を救うようなはたらきはなくなりました。だれが考えても、今では浄土の真宗こそ、一般大衆がよみがえっていく唯一の道にちがいありません。

ところが、諸寺の学僧たちは、もはや形式だけ残っている伝統の仏教にしがみついて、ほんとうにこの世を救う教えに背を向けて、真実の自己を見る眼を持たず、狭い時代遅れの考えにいつまでも閉じこもっているのです。都の儒学者たちも、人々に道徳を教える立場にありながら、何か正しいことで、何かまちがっているのかを明確にせず、時の権力者にこびへつらうだけになつてしまいました。

そのために、興福寺の学僧たちは、土御門天皇の承元元年（一一〇七）二月のころ、朝廷に浄土教徒を弾圧するよう申し入れたのです。

上は天皇から、下は家臣にいたるまで、真実の法を聞く耳を失い、正しい道を見分

ける眼を閉ざして、怒り、ねたむのでした。

これによって、その時すでに形骸化していた仏教を批判し、真実を訴えていた法然さま、ならびにその門弟たち数名は、無法にも死罪になったり、あるいは僧の身分を奪われて、遠方へ追放されたのです。私、親鸞もその一人だったのでした。

だからもう私は、僧という肩書や權威など何もないし、そうかといって、目さきの楽しみを追う生活に満足している俗人であるともいえないので、頭だけそつた変な俗人だという意味の、禿の字を私の名にしたのです。法然さまと、その弟子たちは、あちらこちらに追放されて、五年の月日が流れました」。法然さま、罪人としての名、藤井元彦、配所は土佐国。親鸞さま、罪人としての名、藤井善信、配所は越後国。このほかお弟子で死罪、流罪になった者は多いけれども、ここでは略します。

さて、順徳天皇の建暦元年（一一一一）十一月十七日、岡崎中納言範光卿を通じて、罪が許されました。そのとき親鸞さまは、すでに述べたように禿の字で署名した報告書を出されたので、天皇も深い感銘を受けられ、侍臣たちも心からほめたたえたと伝えられています。

罪は許されたのですが、親鸞さまは、各地に仏の教えを伝えようと、しばらく越後国にとどまることになりました。

（『親鸞聖人伝絵』御伝鈔）東本願寺出版より

真宗大谷派 勝 善 寺

住 職	井上 孝昌		
副住 職	井上 泰之 候補衆徒 (次ぎに住職になる僧侶)		
坊 守	井上 悦子		
衆 徒	鈴木正一郎 ※衆徒は、住職以外の僧侶のこと		
責任役員	井上 孝昌	井上 泰之	川名 喜昭
総 代	田村 晋一	田中 昭一	足達 崇
門徒会員	田村 晋一	足達 崇	大胡 登美子
推 進 員	鈴木正一郎	関口 昌司	田村 晋一
	川名 喜昭	田中昭一	足達 崇
同朋の会	同朋の会・月曜朝のお勤めなどに集う方々約20名の方々		
門徒(檀家)	323戸 (世話人所属228 個別95戸)		

世 話 人

※太字は新世話人

※数は、所属門徒数

No.	地 区	氏 名	数
1	久 枝	足達 崇	10
2	市部①	廣嶋 敏雄	7
3	市部②	<b>田中 誠</b>	11
4	竹内	堀海 栄子	4
5	高崎①	前田 正悟	5
6	高崎②	青木 敏夫	5
7	小浦①	明石 圭司	7
8	小浦②	明石 義久	6
9	宮谷合戸	川名 信之	4
10	平群①	<b>高梨 真一</b>	5
11	平群②	<b>池田 千代枝</b>	6
12	二部①	朝倉 和利	9
13	二部②	三堀 清	11
14	二部③	朝倉 智	7
15	二部④	能重 隆	4
16	二部⑤	田中 昭一	10
17	二部⑥	<b>狩野 昌也</b>	8
18	二部⑦	能重 薫	9
19	二部⑧	能重 初雄	7
20	検儀谷	川名 喜昭	12

No.	地 区	氏 名	数
21	保田①	川名 登支江	4
22	保田②	長谷川 吉枝	7
23	大帷子	醍醐 祐子	5
24	※2名ずつ	醍醐 敏明	
25	交替で	大胡 実	
26		大胡 英一	
27	市井原	川名 一夫	5
28	江月	吉本 行男	9
29		川名 利幸	
30	大崩	高梨 教夫	6
31	奥山上佐久間	高梨 維夫	4
32	中佐久間①	鈴木 涉	3
33	中佐久間②	重田 和夫	5
34		田村 本	
35	中佐久間③	田村 徹夫	5
36	中佐久間④	田村 晋一	6
37	下佐久間①	富永 昇一	4
38	下佐久間②	金木 美江	2
39	下佐久間③	金木 庸一	7
40		吉田 誠	
41	下佐久間④	中山 郁夫	5
42	下佐久間竜島	正木 道雄	7
43	勝山竜島	鱸居 政男	5

世話人所属門徒合計 236戸

※当寺所属のご門徒以外の方も含む。

お願い

八日講十日講(二部中・下の23戸)と中佐久間講は聞法会を開いています。今後、各地区に聞法会が開かれるよう働きかけます。世話人の方々、どうぞご理解とご協力をお願いします。「聞法」という言葉になじみがない方もおられまじょうが、実は、葬式・法事も昔から聞法の間でありました。

親鸞聖人御絵伝 第三の巻

第十三図



親鸞聖人は、越後に向かう。

第十二図



法然上人は、土佐に向かう。

第十一図



公卿（政府高官）の会議

第十図



後鳥羽上皇が、念仏禁止を発令する。

『御絵伝』は、下から上へと順に観ていきます。

第十図

法然上人の弟子住蓮房と安楽房が、後鳥羽上皇の寵愛する女性を出家させたことが原因で念仏停止の命令が出され、住蓮房らが捕らえられているところ。

第十一図

公卿らの会議により、法然上人ら八人が流罪に四人が死罪と決まる。

第十二図 法然上人は、藤井元彦という俗名で配所土佐へ向かいます。

第十三図

親鸞聖人の罪名は、藤井善信<sup>よしざね</sup>公然と妻帯したことが流罪の原因とも言われる。以後、愚禿釈親鸞と名告り「非僧非俗」の立場で生涯を過ごします。

このことを百々海先生が、ご法話で「外俗内僧」とお話しされることと思います。

ご門徒の研修

十月三十一日（水）から十一月一日（木）にかけて、木更津スパホテル三日月で、東京教区主催の「真宗門徒秋のつどい」がありました。これは、聞法道場たる寺を推進していく、各寺の核となるご門徒ら五十人の研修会です。先生の法話を聴聞し、他寺院ご門徒と語り合い寝食を共にしてまいりました。

この研修で各自が受けた刺激や聞法の喜びが、皆さんに伝染していくことでしょう。

仏教は、知識教養ではありません。人から人に伝えられてきた喜びです。

写真は、前列右から川名喜昭 大胡登美子 渡邊秀子 関口昌司の皆さん。後列に鈴木正一郎さんと住職です。



報恩講参詣



十一月八日（木）昨年についで、栃木県那須烏山市慈願寺の報恩講に参詣しました。

写真は、前列右側から田村喜代子 黒川敦子 大胡登美子 住職 田村晋一 川名ふじ子 後列、蓮沼典子 富澤真知子 渡邊秀子 坊守の皆さんです。

写真右上は、当番講の方々調理したお齋（食事）のお膳です。漆器にもられた精進料理を美味しくいただきました。

勝善寺聞法会

講師 副住職 井上泰之  
12月16日（日）  
14時～16時  
テキスト『歎異抄白日抄』  
参加費 500円